



東葛支部だより

令和2年10月号
第123号(秋季)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台 316-17 TEL：04-7129-0803

ホームページ：<https://www.tohkatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：関谷一和 齋藤三博 嶽崎眞里子 飯田利治

伊佐支部長の挨拶



伊佐 智 東葛支部長

皆様には平素より千葉県行政書士会東葛支部の事業運営に多大なるご理解とご

協力を賜わりまして、誠にありがとうございます。

東葛支部では、緊急事態宣言下で一時中止しておりました各地区における市民無料相談会を、新型コロナウイルス関連支援策に関する相談の受け入れ態勢も整えた上で、7月から地区合同の電話相談方式に変更し、8月末まで実施いたしました。9月からは感染拡大防止に配慮しつつ、地区別の対面もしくは電話相談会を順次再開しております。市民相談事業にご協力頂いております皆様には、関係各所との調整などにご

尽力いただきましたことに、この場をお借りしてあらためて御礼申し上げます。皆様のご協力の下、引き続き市民の皆様のご困りごと解決と、行政手続きの円滑な実施に寄与することで、社会に貢献するとともに行政書士制度の認知度向上に努めて参ります。

新型コロナウイルス感染症の流行は、6月には一旦落ち着きを見せたものの、7月後半から再び感染者数が急増し、千葉県内におきましても、感染拡大防止の為、

県民に対しては多人数での会食自粛、事業者に対しては体調が良くない従業員は出勤させない等のほか、様々な協力要請が出されて参りました。一方で経済活動を守るため、感染拡大防止に努めながら日常生活を送ることが期待されており、Go toトラベルキャンペーンの利用などが推奨されております。そうした中で、新規感染者数の発生が一定程度減少してきたことなどから、9月10日より千葉県では多人数での会食自粛要請も解除となりましたが、「万が一感染したときに周りに迷惑をかける」ことを恐れる風潮も根強く残っており、今すぐ

支部親睦旅行中止決定

例年11月に実施しております「支部親睦旅行」につきまして、新型コロナウイルス感染症状況等を検討しました結果、現時点での実施は適当ではないとの判断に至り残念ながら中止とさせていただきますことと致しました。

参加をご検討いただいていた会員の皆様には大変申し訳ございません。

よろしくご理解の程、お願い申し上げます。

親睦部長 大澤康人

もとの生活に戻るのは困難と思われま

す。今年度の支部事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新しい生活様式の実践を心掛けながら実施して参りますが、こうした状況を鑑み、8月と9月に計画しておりました支部会員間の交流会は、既にお知らせしたとおり中止とさせていただきます、11月の親睦旅行も、この度中止と決定させていただく事となり、支部の基盤づくりに欠かせない親睦事業が滞ることで、事業運営全体に影響が出ております。

10月の行政書士制度広報月間における官公署訪問や街頭相談会は、規模を縮小して実施いたしますが、今後予定しております支部研修や新年賀詞交歓会など、人が集まる事業の開催につきましては、これまでと同じ

ような内容での開催は難しいと考えております。

今後の事業につきましては、その時々々の感染状況を見据えながら事業計画を実行できるよう努力して参りますので、皆様よりのご指導ご鞭達のほどよろしくお願い申し上げます。

(東葛支部長 伊佐 智)



行政書士制度広報月間

日本行政書士会連合会では、10月1日から同月31日での1か月間を「行政書士制度広報月間」と定め、全国の行政書士会の協力により広く一般市民に行政書士の存在をアピールし、制度の普及・浸透を図ることを目的に、広報活動を展開します。

千葉県行政書士会東葛支部でも毎年、官公署訪問と街頭無料相談会を中心に活動し、行政書士制度のPRに努めています。

官公署訪問では各市の市長はじめ地域の官公署を訪問し、日頃の行政書士業務に対する理解と協力に謝意を表し、官公署との協議の機会を持ち、さらに行政側からの意見等も伺う機会とします。行政書士制度広報月間ポスターもその際に掲示を依頼し、行政書士制度の認識を広めることに努

電話相談実績報告

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面による市民相談会の開催が困難な状況下において、社会貢献及び行政書士制度の広報活動を目的として、7月から8月まで電話相談を実施しました。新型コロナウイルス感染症関連の支援制度に関する相談にも対応できるよう準備をしていましたが、電話による当該相談はありませんでした。なお、柏市、松戸市、野田市では8月から、流山市では9月から対面による市民相談会を再開しており、我孫子市では9月から単独で電話相談を実施しています。

実施期間：令和2年7月から同年8月まで

相談日時：毎週火曜日・金曜日 13:00～15:00

相談件数：10件（7月：9件、8月：1件）

相談内容：遺言、相続、成年後見

(市民相談部 岩本 章子)

めます。

街頭無料相談会の開催は、地域住民の皆様に行行政書士の業務と活用方法について認識を定着する機会と捉え、直接市民に働きかけて広報活動に努めます。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、規模を大幅に縮小し、感染防止の対策を講じて実施します。

●官公署訪問（予定）

各市

柏市、松戸市、流山市、
我孫子市、野田市

その他官公署等

松戸市

松戸警察署、松戸東警察署、松戸県税事務所、東葛飾土木事務所、千葉地方法務局松戸支局、松戸公証役場、宅建協会松戸支部、松戸健康福祉センター、松戸商工会議所、日本政策金融公庫松戸支店、松戸市社会福祉協議会

柏市

柏警察署、柏県税事務所、千葉地方法務局柏支局、柏公証役場、柏商工会議所

流山市

流山警察署、流山商工会議所、流山市社会福祉協議会

我孫子市

我孫子警察署、我孫子市商工会

野田市

野田警察署、野田自動車検査登録事務所、野田商工会議所

●街頭無料相談会

柏会場

日時：令和2年10月10日（土）

10：30～13：00

場所：柏駅東ロスカイプラザ柏

2階入口前ピロティ

（市民相談部長 岩本 章子）



支部研修開催報告

令和2年度第1回支部研修を行いました。

開催日時 令和2年9月5日（土）

10：00～12：00

開催方法 Webセミナー

テーマ 改正建設業法令の施行と今後の建設業について

参加人数 50人（最大値）

令和2年度第1回支部研修は、目下の状況により大人数が密室に集う通常の支部研修を行うことが容易にできないため、どちらからでも参加できるWebセミナーの形式で行いました。

できるだけ多くの方に参加して欲しい思いからテーマを建設業関連としました。

行政書士の主要な業務の一つに建設業許可申請があります。

改正建設業法の施行が段階的に進み、いよいよ10月1日に許可要件に直接かわる部分の改正が施行されます。施行直前の絶好のタイミングでした。

当支部初のWebセミナーということもあり、参加した方にご楽しんでもらうかを念頭にプログラムを考えましたが参加された皆様いかがでしたでしょうか。

開催後のアンケートでは、Webセミナー形式に初めて参加した方の感触はおおむね好評でしたので、今年度の支部研修はWebセミナーの形式をとっていかうと考えております。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

（研修部長 飯島 孝）

業務情報

10月1日より建設業法の一部改正が施行されます

9月5日の支部研修でも取り上げられましたとおり、令和元年6月12日に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の一部が10月1日に施行され、これに伴い、改正建設業法施行規則及び改正建設業許可事務ガイドラインも同日施行されます。

今回の改正について実務上注意すべき点は多々ありますが、まず申請書等の様式の改正です。例えば、様式第七号について、旧様式では「経營業務の管理責任者証明書」と題されていた部分が、今回の改正によって「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」と変更され、別紙についても「経營業務の管理責任者の略歴書」が「常勤役員等の略歴書」と変更されていますが、10月1日以降に申請・届出等を行う場合、全て新様式で行わなければならない、旧様式での作成提出は受理されない、ということになります。ですから、10月1日より前に書類作成・提出代行を受任して、既に一部作成が済んでいたとしても、もし実際の提出が10月1日以降になってしまった場合は、経過措置が設けられていないこともあり、再度新様式に作成し直す必要があります。

また、今回の改正に合わせて

千葉県が作成公開する建設業許可の手引についても、千葉県のホームページにおいて、内容が網羅された状態の改訂版が新様式の書式と同時に公開されるかどうかは微妙です。この点、千葉県建設業課に問い合わせてみましたが、国からの指針が示されたのが9月の半ばだったため、改訂の作業がそこからのスタートとなり必ずしも十分な準備ができていない、という回答でした。よって、事業所全体として適切な経営管理責任体制を証明する書類として「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」（様式第七号の二）を作成する場合、この内容を裏付ける添付資料として具体的にどのようなものが必要か、という点について明確な例示の記載が十分でない可能性もあることに注意すべきです。この点についても千葉県建設業課に問い合わせたところ、不分明な点については個別に県への問い合わせをお願いしたい、という回答をいただいています。

報道によりますと、今後、建設業許可申請等に係る手続はGBi zID（経済産業省が開発を主導し、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービス）を利用した電子申請化の方向に進む予定だとのこと。新内閣発足にあわせて「デジタル庁」開設の動きもあり、今後、建設業許可申請を含めた行政手続の変革の動きを私たちは注視する必要があります。

（広報部長 関谷 一和）



支部会員の動向	
(令和2年8月末現在)	
個人会員	444名
法人会員	2名
合計	446名

■□■□ 編集後記 □■□■

皆さんもよくご存じの、日本行政書士会連合会公式キャラクターのユキマサくん、家族がいるのをご存じですか？確かに、ユキマサくんと愉快的仲間たち、というタイトルがついていますよね。そして、ユキマサくんのご主人、行政書士のくらしまもるを中心に、まもるの祖母、両親、妹家族、ユキマサくんの祖父母（もちろんネコ）、ユキマサくんの両親（こちらもやはりネコ）、ユキマサくんの兄弟（やはりネコ）、などなど、他にもたくさんの方の愉快的仲間がいるのです。

みなさんも一度ホームページで確認してみてくださいね。

（広報部 嶽崎 眞里子）